



県 章

三重県公報

平成23年4月19日（火）

第 2284 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
23	三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(情 報 公 開 室)	3
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	企業庁管理規程		
10	企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	4
	病院事業庁管理規程		
8	病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	5
	告 示		
263	政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(政 策 総 務 室)	5
264	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 室)	6
265	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	(同)	6
266	障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 害 福 祉 室)	6
267	障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	7
268	公有水面 ^{しゅん} 浚功認可及びその関係書類の閲覧	(水 産 基 盤 室)	7
269	同件	(同)	9
270	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 振 興 室)	10
271	同件	(同)	11
272	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	12
273	同件	(同)	13
274	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 室)	13
275	同件	(同)	13
276	同件	(同)	13
277	同件	(同)	14
278	同件	(同)	14
279	同件	(同)	14
280	同件	(同)	14
281	同件	(同)	15
282	同件	(同)	15
283	同件	(同)	15
284	同件	(同)	16
285	同件	(同)	16

286	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 室)	16
287	同件	(同)	16
288	同件	(同)	17

議 会 訓 令

4	議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	(県 議 会)	17
---	-----------------------------	-----------	----

公 告

平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 食 品 室)	17
平成23年度狩猟免許試験の実施	(自 然 環 境 室)	18
平成23年度狩猟免許更新講習及び適性検査の実施	(同)	19
土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 室)	20
土地改良区の定款変更の認可	(同)	21
土地改良区清算人の就任の届出	(同)	21
土地改良事業の工事の完了	(同)	21

規 則

三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十三年四月十九日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十三号

三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
三重県情報公開条例施行規則（平成十二年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの（）」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

- 附 則
- 1 この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。
- 2 三重県個人情報保護条例施行規則（平成十四年三重県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。
- 第十三条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの（）」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十三年四月十九日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
別表第二の四医療職給料表（一）を次のように改める。

四 医療職給料表（一）

職務の級	区分	手当額
4級	二種	130,700円
	四種	112,400円
	五種	105,400円
	七種	94,300円
	十種	66,600円
3級	五種	101,200円
	七種	90,500円
	九種	79,900円
	十種	63,900円

別表第三の四医療職給料表(一)を次のように改める。

四 医療職給料表 (一)

職務の級	区分	手当額
4級	二種	106,700円
	四種	92,700円
	五種	88,100円
	七種	78,800円
	十種	55,600円
3級	五種	74,200円
	七種	66,400円
	九種	58,600円
	十種	46,900円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

企業庁管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十三年四月十九日

三重県企業庁長 東 地 隆 司

三重県企業庁管理規程第十号

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県企業庁管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの(」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成二十三年六月一日から施行する。
- 2 企業庁関係三重県個人情報条例施行規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの(」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
平成二十三年四月十九日

三重県病院事業庁長 南 清

三重県病院事業庁管理規程第八号

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程
病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程（平成十二年三重県病院事業庁管理規程第二十九号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの（」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

- 附 則
- 1 この管理規程は、平成二十三年六月一日から施行する。
- 2 病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成十四年三重県病院事業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。
- 第十三条第一項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を、「もの（」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第二項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「であつて用紙に出力することが適當でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第二号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第四項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

告 示

三重県告示第 263 号

政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。
平成 23 年 4 月 19 日
三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示
政策部関係補助金等交付要綱（平成 18 年三重県告示第 305 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 に次のように加える。

24	三重県地籍整備推進調査費補助金	地籍調査以外の測量・調査の成果を地籍調査と同等の成果として活用することにより、地籍調査の促進を図る。	別に定める地籍整備推進調査事業の実施に要する経費	別に定める。	市町
25	三重県地籍調査スタートアップ事業費補助金	地籍調査着手前に行う計画・調査を実施することにより、地籍調査の円滑な事業促進を図る。	別に定める地籍調査スタートアップ事業の実施に要する経費	別に定める。	市町

別表 2 中

「				を	」
19	三重県市町村振興事業基金交付金				
「				に改める。	」
19	三重県市町村振興事業基金交付金				
20	三重県地籍整備推進調査費補助金				

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の政策部関係補助金等交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第264号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成6年三重県告示第265号）の一部を次のように改正し、平成23年4月19日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「

表中

4,575 円	13,255 円
5,115 円	13,255 円
5,777 円	13,837 円
6,349 円	16,712 円
6,844 円	19,454 円
7,088 円	22,362 円
7,016 円	23,916 円
6,612 円	24,900 円
5,906 円	23,499 円
4,634 円	20,364 円
4,030 円	14,419 円
4,030 円	13,255 円

を

「

に改める。

4,317 円	12,750 円
4,920 円	12,750 円
5,565 円	13,028 円
6,090 円	16,028 円
6,539 円	18,500 円
6,749 円	22,065 円
6,688 円	23,750 円
6,274 円	24,409 円
5,549 円	23,183 円
4,629 円	20,754 円
3,940 円	15,217 円
3,940 円	12,750 円

」

三重県告示第265号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額（平成11年三重県告示第261号）の一部を次のように改正し、平成23年4月19日以後の期間に係る介護補償について適用します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表中「104,730 円」を「104,530 円」に、「56,790 円」を「56,720 円」に、「52,370 円」を「52,270 円」に、「28,400 円」を「28,360 円」に改める。

三重県告示第266号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成23年4月19日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医 療 の 種 類	指定年月日
病院及び診療所 (ただし更生医療のみ)	亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	内科	腎臓に関する医療	平成 23 年 3 月 1 日
薬局	ジップドラッグ 桔梗が丘薬局	名張市桔梗が丘 7 番町 3 街区 1813-8		薬局	平成 23 年 3 月 1 日
薬局	坂の下薬局	桑名市大字西方字 梅ノ木戸 1569 番 地 1		薬局	平成 23 年 4 月 1 日
薬局	なかよし調剤薬 局阿山店	伊賀市馬場 1122 番地の 2		薬局	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 267 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

医療機関の 種 別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医 療 の 種 類	変 更 年月日
		変更前	変更後			
薬局	ジャスコ鈴鹿ベルシティ店薬局	ジャスコ鈴鹿ベルシティ店薬局	イオン薬局鈴鹿ベルシティ店	薬局		平成 23 年 3 月 1 日
薬局	ジャスコ四日市尾平店薬局	ジャスコ四日市尾平店薬局	イオン薬局四日市尾平店	薬局		平成 23 年 3 月 1 日
薬局	ジャスコ四日市北店調剤薬局	ジャスコ四日市北店調剤薬局	イオン薬局四日市北店	薬局		平成 23 年 3 月 1 日
薬局	ジャスコ明和店薬局	ジャスコ明和店薬局	イオン薬局明和店	薬局		平成 23 年 3 月 1 日
薬局	ジャスコ新名張店薬局	ジャスコ新名張店薬局	イオン薬局新名張店	薬局		平成 23 年 3 月 1 日
薬局	なかよし調剤薬局	なかよし調剤薬局	なかよし調剤薬局久米店	薬局		平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 268 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可^{しゅん}をしました。

なお、関係書類は、三重県農水商工部水産基盤室及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 竣功認可^{しゅん}年月日及び番号
平成 23 年 4 月 19 日
三重県指令農商第 14-19 号
- 竣功認可^{しゅん}を受けた者の名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
鳥羽市

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

代表者

鳥羽市長 木田 久主一

鳥羽市河内町 858 番地

3 埋立ての位置及び区域

(1) 位置

三重県鳥羽市菅島町字口ノ島 307-4 及び 307-5 地先の道路敷をはさむ公有水面、同所 305 地先の道路敷及び堤防敷をはさむ公有水面、字中村谷 3-18、4-1 及び 4 地先の道路敷及び堤防敷をはさむ公有水面、同所 45-1 地先の水路敷をはさむ公有水面、字根村谷 46 地先の堤防敷をはさむ公有水面、同所 104 地先の堤防敷をはさむ公有水面、字城山 112 及び 112-5 地先の公有水面、字トウマ 115 地先の公有水面、同所 149 地先の堤防敷をはさむ公有水面並びに字大日山 151-14 及び 151-13 地先の公有水面

(2) 区域

1 工区

次の①の地点から④の地点まで順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ満潮位（D L+2.039 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 菅島港 3 号北防波堤灯台（北緯 34 度 30 分 08 秒、東経 136 度 54 分 02 秒）から 180 度 37 分 13 秒 335.075m の地点

②の地点 ①の地点から 54 度 36 分 19 秒 0.559m の地点

③の地点 ②の地点から 126 度 33 分 01 秒 35.673m の地点

④の地点 ③の地点から 81 度 45 分 15 秒 3.500m の地点

2 工区

次の⑤の地点から⑥の地点までを直線で結んだ線及び⑤の地点と⑥の地点を結ぶ満潮位（D L+2.039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑤の地点 菅島港 3 号北防波堤灯台（北緯 34 度 30 分 08 秒、東経 136 度 54 分 02 秒）から 175 度 49 分 15 秒 313.720m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 36 度 48 分 17 秒 37.170m の地点

3 工区

次の⑦の地点から⑫の地点まで順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位（D L+2.039 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑦の地点 菅島港 3 号北防波堤灯台（北緯 34 度 30 分 08 秒、東経 136 度 54 分 02 秒）から 167 度 43 分 51 秒 261.363m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 307 度 00 分 41 秒 59.551m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 32 度 21 分 29 秒 126.983m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 121 度 46 分 04 秒 6.061m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 121 度 46 分 13 秒 67.514m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 122 度 09 分 39 秒 12.576m の地点

4 区域

次の⑬の地点から⑳の地点まで順次に直線で結んだ線及び⑬の地点と⑳の地点を結ぶ満潮位（D L+2.039 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑬の地点 菅島港 3 号北防波堤灯台（北緯 34 度 30 分 08 秒、東経 136 度 54 分 02 秒）から 145 度 05 分 22 秒 134.726m の地点

⑭の地点 ⑬の地点から 301 度 45 分 48 秒 19.492m の地点

⑮の地点 ⑭の地点から 301 度 46 分 04 秒 10.204m の地点

⑯の地点 ⑮の地点から 301 度 46 分 53 秒 52.090m の地点

⑰の地点 ⑯の地点から 301 度 46 分 40 秒 6.059m の地点

⑱の地点 ⑰の地点から 32 度 21 分 43 秒 2.130m の地点

⑲の地点 ⑱の地点から 121 度 49 分 35 秒 6.038m の地点

⑳の地点 ⑲の地点から 122 度 33 分 18 秒 24.980m の地点

㉑の地点 ⑳の地点から 32 度 27 分 00 秒 110.281m の地点

㉒の地点 ㉑の地点から 122 度 21 分 28 秒 22.939m の地点

- ㉓の地点 ㉒の地点から 122 度 21 分 23 秒 12.999mの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から 122 度 21 分 42 秒 2.812mの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から 122 度 07 分 29 秒 3.970mの地点
- 4 埋立の免許年月日及び番号
 昭和 61 年 3 月 5 日 三重県指令漁港第 2-8 号
- 5 埋立区域の面積
 10,274.09 m²
- 6 埋立地の用途
 物揚場敷、岸壁敷、道路敷、駐車場用地、漁港関連施設用地、漁具保管修理施設用地、船揚場用地、漁船保管修理施設用地及び野積場用地

三重県告示第 269 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可をしました。
 なお、関係書類は、三重県農水商工部水産基盤室及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 竣功認可年月日及び番号
 平成 23 年 4 月 19 日
 三重県指令農商第 14-31 号
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
 鳥羽市
 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
 代表者
 鳥羽市長 木田 久主一
 鳥羽市河内町 858 番地
- 3 埋立ての位置及び区域
- (1) 位置
 三重県鳥羽市菅島町字村山 315-2 及び同町字口ノ島 307-12 並びに昭和 61 年 3 月 5 日付け三重県指令漁港第 2-8 号の免許に係る埋立ての埋立区域前面の公有水面
- (2) 区域
 次の㉑地点から㉙地点まで順次に直線で結んだ線、㉙の地点から 53 度 38 分 39 秒 24.3mの地点を円心とする半径 24.3mの円周で㉙の地点と㉚の地点を結ぶ南側の円弧、㉚の地点と㉛の地点を結んだ線、㉛の地点から 321 度 21 分 35 秒 54.7mの地点を円心とする半径 54.7mの円周で㉛の地点と㉜の地点とを結ぶ東側の円弧、㉜の地点から㉝の地点まで順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- ㉑の地点 菅島港 3 号北防波堤灯台（北緯 34 度 30 分 08 秒、東経 136 度 54 分 02 秒）から 225 度 34 分 39 秒 484.320mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から 339 度 49 分 01 秒 6.023mの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から 17 度 38 分 01 秒 3.324mの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から 107 度 38 分 04 秒 3.034mの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から 17 度 33 分 54 秒 29.222mの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から 287 度 37 分 51 秒 2.998mの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から 17 度 39 分 00 秒 0.993mの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から 53 度 44 分 35 秒 7.029mの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から 143 度 05 分 32 秒 3.024mの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から 53 度 08 分 51 秒 170.022mの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から 53 度 11 分 40 秒 12.542mの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から 53 度 11 分 26 秒 11.187mの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から 53 度 11 分 21 秒 9.526mの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から 53 度 12 分 07 秒 3.351mの地点

㊦の地点	㊦の地点から	323 度 39 分 09 秒	1.513mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	322 度 45 分 02 秒	1.510mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	54 度 10 分 34 秒	0.745mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	53 度 04 分 11 秒	0.761mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	52 度 55 分 36 秒	3.605mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	54 度 11 分 07 秒	2.574mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	52 度 46 分 44 秒	2.414mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	142 度 43 分 53 秒	2.817mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	98 度 23 分 07 秒	34.520mの地点
㊯の地点	㊮の地点から	53 度 14 分 13 秒	34.830mの地点
㊰の地点	㊯の地点から	16 度 39 分 18 秒	62.287mの地点
㊱の地点	㊰の地点から	342 度 22 分 07 秒	3.427mの地点
㊲の地点	㊱の地点から	7 度 56 分 32 秒	2.026mの地点
㊳の地点	㊲の地点から	97 度 18 分 22 秒	5.615mの地点
㊴の地点	㊳の地点から	7 度 09 分 17 秒	5.283mの地点
㊵の地点	㊴の地点から	97 度 10 分 31 秒	50.109mの地点
㊶の地点	㊵の地点から	123 度 42 分 48 秒	5.495mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	212 度 25 分 44 秒	63.466mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	212 度 20 分 54 秒	6.551mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	212 度 06 分 19 秒	32.504mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	211 度 40 分 00 秒	1.524mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	212 度 10 分 51 秒	4.118mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	292 度 33 分 30 秒	1.434mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	244 度 24 分 39 秒	18.881mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	202 度 53 分 05 秒	38.076mの地点
㊿の地点	㊾の地点から	215 度 08 分 47 秒	24.304mの地点
㊿の地点	㊿の地点から	233 度 34 分 25 秒	31.011mの地点
㊿の地点	㊿の地点から	249 度 47 分 21 秒	43.207mの地点
㊿の地点	㊿の地点から	249 度 49 分 28 秒	95.181mの地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成 9 年 7 月 4 日 三重県指令漁整第 555 号

5 面積

20,425.59 m²

6 埋立地の用途

護岸敷、岸壁敷、道路敷、野積場用地、養殖施設用地、水産種苗生産施設用地、給油施設用地、駐車場用地、漁具保管修理施設用地、水路敷、漁港環境整備施設用地及び漁村再開発用地

三重県告示第 270 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝市番館 三重本店

桑名市大字大仲新田字屋敷前 383-2 ほか 38 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社イーグル	午前 10 時	午前 3 時	本棟
株式会社スギ薬局	午前 10 時	午後 10 時	別棟

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社イーグル	24 時間営業		本棟
株式会社スギ薬局	変更なし	変更なし	別棟

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位 置		駐車場利用可能時間帯
本棟店舗前駐車場	本棟店舗前	午前 9 時 30 分から午前 3 時 30 分まで
別棟店舗前駐車場	別棟店舗前	
西駐車場	本棟西側	
北駐車場	本棟北側	
本棟東駐車場	本棟東側	午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
喫茶店駐車場	喫茶店南側	

(変更後)

位 置		駐車場利用可能時間帯
本棟店舗前駐車場	本棟店舗前	24 時間
別棟店舗前駐車場	別棟店舗前	
西駐車場	本棟西側	
北駐車場	本棟北側	
本棟東駐車場	本棟東側	変更なし
喫茶店駐車場	喫茶店南側	

3 変更年月日

平成 23 年 4 月 29 日

4 変更する理由

営業機会の拡大のため

5 届出の日

平成 23 年 4 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 4 月 19 日から同年 8 月 19 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 271 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ桑名店
桑名市大字小貝須字柳原 455 番 1
- 2 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)

位 置		数
駐車場 1	店舗前面駐車場(店舗南東側)	2
駐車場 2	隔地駐車場(店舗南側)	3
駐車場 3	隔地駐車場(店舗南西側)	1
合 計		6

(変更後)

位 置		数
駐車場 1	店舗前面駐車場(店舗南東側)	1
駐車場 2	隔地駐車場(店舗南側)	3
駐車場 3	隔地駐車場(店舗南西側)	1
駐車場 4	店舗前面駐車場(店舗東側)	1
合 計		6

- 3 変更年月日
平成 23 年 5 月 1 日
- 4 変更する理由
店舗運営計画の変更のため
- 5 届出の日
平成 23 年 3 月 31 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 4 月 19 日から同年 8 月 19 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 272 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出（大規模小売店舗内の店舗面積の増加等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マイカル桑名店 1 番街、2 番街、3 番街
桑名市新西方一丁目 22 番地
- 2 桑名市から聴取した意見
周辺自治会、住民等の意見を聴く等、地域住民の理解が得られるように対応し、万一苦情が発生した場合は、誠意をもって速やかに対処すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第273号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により熊野市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン熊野店
 熊野市井戸町井土358-1
 - 2 熊野市から聴取した意見
 意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成23年4月19日から同年5月19日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 274 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 北勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 275 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 大安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 276 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 明和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 277 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 多気都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 278 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 279 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 鳥羽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 280 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
南勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阿山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
青山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第 284 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 名張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 285 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 尾鷲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 286 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 熊野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 287 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 紀伊長島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第 288 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

御浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 4 号

三重県議会事務局

議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 23 年 4 月 19 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

議会関係三重県情報公開条例施行規程（平成 12 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を、「もの（」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第 2 項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第 4 項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

附 則

1 この訓令は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

2 議会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成 14 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を、「もの（」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第 2 項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第 4 項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による平成 23 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 試験の日時
平成 23 年 7 月 31 日（日） 午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 試験の場所
津市栗真町屋町 1577
三重大学（生物資源学部）
- 3 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験（筆記により実施します。）
毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験申込書 正本及び副本各 1 部 計 2 部
 - イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (2) 申込用紙の交付
 - ア 交付期間
平成 23 年 6 月 6 日（月）から同月 24 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
 - イ 交付場所
県内最寄りの保健福祉事務所（保健所）、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室
 - (3) 受験申込書の提出先
 - ア 県内居住者
県内最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は四日市市保健所
 - イ 県外居住者
県内最寄りの保健福祉事務所（保健所）、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室
 - (4) 受験申込書の受付期間
平成 23 年 6 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
なお、郵送の場合は、平成 23 年 6 月 24 日（金）までの消印のあるものに限って受け付けます。
 - (5) 受験手数料
10,500 円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。
なお、受験申込書提出後は返金しません。
- 6 合格発表
平成 23 年 8 月 26 日（金）午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関、各保健福祉事務所（保健所）及び四日市市保健所に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。
県外居住者にあつては、直接合格者に通知します。
なお、電話及びメールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 41 条の規定により、平成 23 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成 23 年 4 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 狩猟免許試験を行う日時、場所及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	申請書の受付期限
平成 23 年 7 月 7 日（木） 9:30～17:00	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター	平成 23 年 6 月 30 日（木）の午後 5 時 15 分まで
平成 23 年 7 月 24 日（日） 9:30～17:00	熊野市井戸町 371 三重県熊野庁舎	平成 23 年 7 月 15 日（金）の午後 5 時 15 分まで
平成 23 年 8 月 6 日（土） 9:30～17:00	津市栄町 1 丁目 891 三重県吉田山会館	平成 23 年 7 月 29 日（金）の午後 5 時 15 分まで

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」といいます。）第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚をはり付けてください。

ウ 医師の診断書

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けていない者にあつては、法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）商工環境事務所で受け付けます。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5 日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板に発表するとともに、受験者に郵送で通知します。

7 その他

(1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）商工環境事務所で交付するものを使用してください。

(2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県環境森林部自然環境室又は各農林（水産）商工環境事務所へ問い合わせてください。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条の規定により、平成 23 年度狩猟免許更新講習及び適性検査を次のとおり実施します。

平成 23 年 4 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 日時、場所及び申請書の受付期限

所 管	主たる対象地域	開催年月日及び受付時間	会 場	申請書の受付期限
四日市	四日市農林商工環境事務所管内	平成 23 年 6 月 17 日(金) 8:30～9:00	四日市市新正 4-21-5 三重県四日市庁舎	平成 23 年 6 月 10 日(金) の午後 5 時 15 分まで
津	津農林水産商工環境事務所管内	平成 23 年 7 月 5 日(火) 8:30～9:00	津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎	平成 23 年 6 月 28 日(火) の午後 5 時 15 分まで
松阪	松阪農林商工環境事務所管内	平成 23 年 6 月 28 日(火) 8:30～9:00	松阪市高町 138 三重県松阪庁舎	平成 23 年 6 月 21 日(火) の午後 5 時 15 分まで
伊勢	伊勢農林水産商工環境事務所管内	平成 23 年 7 月 12 日(火) 12:10～12:40	伊勢市御薗町長屋 2767 ハートプラザみその	平成 23 年 7 月 5 日(火) の午後 5 時 15 分まで
伊勢	伊勢農林水産商工環境事務所管内	平成 23 年 7 月 14 日(木) 13:00～13:20	志摩市磯部町迫間 878-9 志摩市磯部町生涯学習センター	平成 23 年 7 月 7 日(木) の午後 5 時 15 分まで
伊賀	伊賀農林商工環境事務所管内	平成 23 年 6 月 28 日(火) 8:30～9:00	伊賀市四十九町 2802 三重県伊賀庁舎	平成 23 年 6 月 21 日(火) の午後 5 時 15 分まで
尾鷲	尾鷲農林水産商工環境事務所管内	平成 23 年 7 月 11 日(月) 8:00～8:55	尾鷲市坂場西町 1-1 三重県尾鷲庁舎	平成 23 年 7 月 4 日(月) の午後 5 時 15 分まで
熊野	熊野農林商工環境事務所管内	平成 23 年 7 月 22 日(金) 8:30～9:00	熊野市井戸町 371 三重県熊野庁舎	平成 23 年 7 月 15 日(金) の午後 5 時 15 分まで
津	県内全域	平成 23 年 8 月 28 日(日) 8:30～9:00	津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎	平成 23 年 8 月 19 日(金) の午後 5 時 15 分まで

2 受講及び受検対象者

平成 23 年 9 月 14 日まで有効の狩猟免許を持っている者(平成 20 年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者)で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚をはり付けてください。

ウ 医師の診断書

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 受講及び受検手数料

2,800 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)商工環境事務所で受け付けます。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理並びに猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町 872 番地 3）

退任理事

津市雲出伊倉津町 1072

鎌 田 繁 一

退任監事

津市雲出伊倉津町 771

田 中 勝 久

〃 〃 550

田 中 又 治

就任理事

津市雲出伊倉津町 1004

大 西 純

就任監事

津市雲出伊倉津町 771

田 中 勝 久

〃 〃 550

田 中 又 治

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、矢持土地改良区（伊賀市腰山 495 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

片野土地改良区（津市一志町片野 245 番地 1）

就任清算人

津市一志町片野 328 番地 3

今 西 孝 輝

〃 〃 〃 331 番地

近 藤 光

〃 〃 〃 252 番地

中 島 捨 男

〃 〃 〃 260 番地 2

中 島 修

〃 〃 〃 209 番地 3

近 藤 光 城

松阪市嬉野平生町 703 番地 1

松 本 治 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 23 年 4 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（ため池整備工事一般型）	宮池地区	平成 23 年 3 月 31 日
県営基幹水利施設補修事業	南家城川口井地区	平成 23 年 3 月 31 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>